

堺市公報 第101号	令和元年12月20日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】 2
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 4
- 道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 6
- 道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について
【建設局土木部路政課】 8
- 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について
【建設局公園緑地部公園監理課】 8

<公告>

- 堺市立のびやか健康館の開館時間等について
【環境局環境事業部環境事業管理課】 11
- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】 11
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 19
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 19
- 堺市大仙公園日本庭園の利用料金について
【建設局公園緑地部大仙公園事務所】 20

告 示

堺市告示第460号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

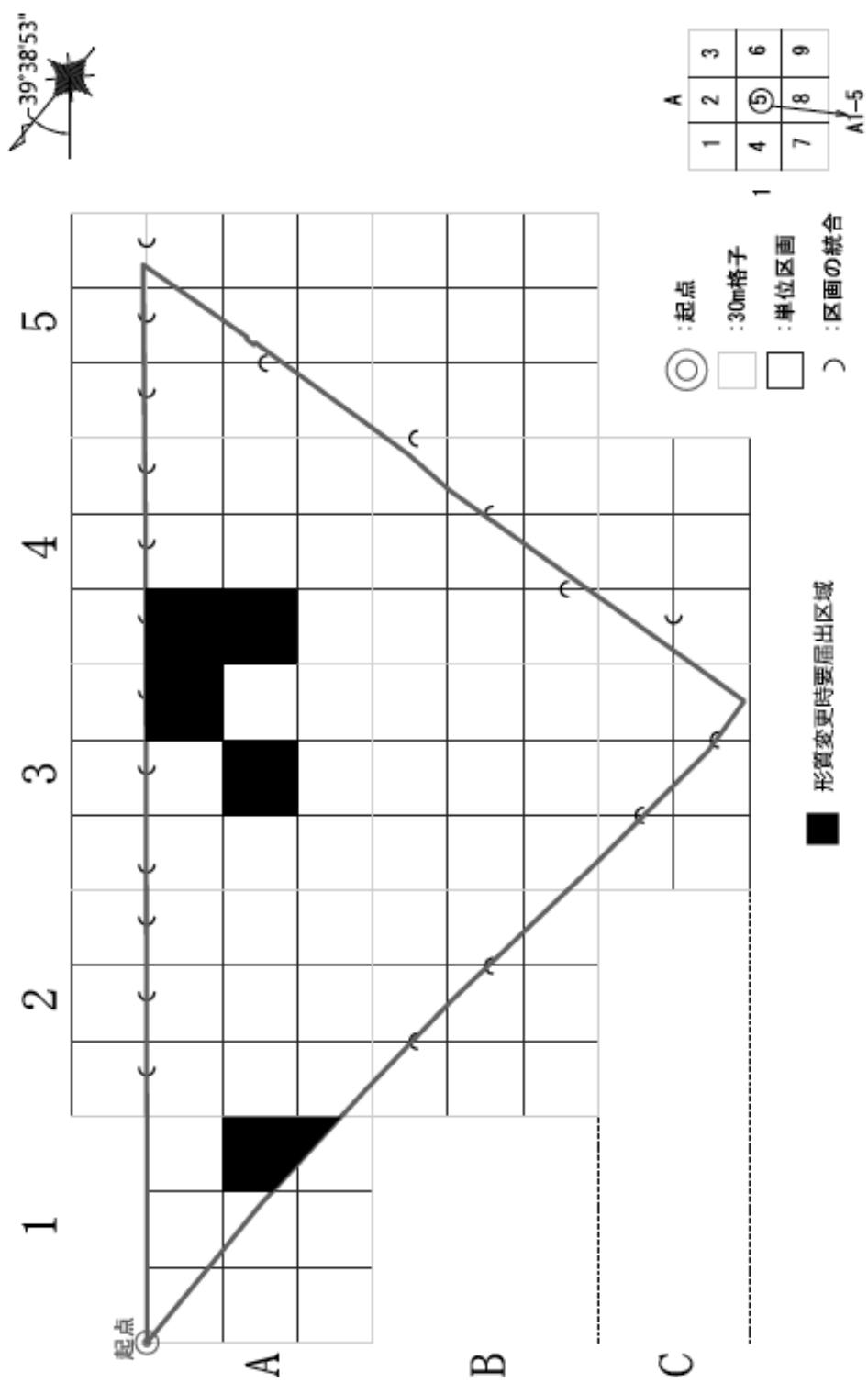
1 指定する形質変更時要届出区域

堺市中区大野芝町183番2、184番、184番2及び185番3の各々の一部（次頁図面参照）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

形質変更時要届出区域



堺市告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
美木多上20号線	南区美木多上644番1地先	旧	2.40 3.40	38.20	(§0200)
	南区美木多上644番1地先	新	3.40 8.10	38.20	
堀上1号線	中区堀上町484番2地先	旧	2.80 3.50	36.96	(§0016)
	中区堀上町484番2地先	新	3.55 4.05	36.96	

~~~~~

堺市告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 府道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

### 道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考      |
|---------|-------------------|--------|----------------|-------|---------|
|         |                   |        | 幅員m            | 延長m   |         |
| 深井畠山宿院線 | 堺区百舌鳥夕雲町2丁165番2地先 | 旧      | 15.75<br>15.75 | 41.85 | (F0197) |
|         | 堺区百舌鳥夕雲町2丁156番地先  | 新      | 15.75<br>57.90 | 41.85 |         |

~~~~~

堺市告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類及び路線名

府道 深井畠山宿院線

2 兼用工作物の位置

堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁160番ほか

3 他の工作物

大仙公園第3駐車場誘導路

4 他の工作物の管理者

公園管理者 堀市長

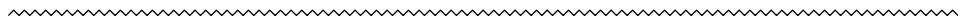
5 管理の内容

次の協定書のとおり

協定書は省略し、堺市建設局土木部路政課に備え置いて、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は公園を廃止する日まで



堺市告示第464号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称

大仙公園

2 兼用工作物の位置

堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁160番ほか（詳細は、別紙管理区域平面図のとおり）

3 他の工作物

府道 深井畠山宿院線

4 他の工作物の管理者

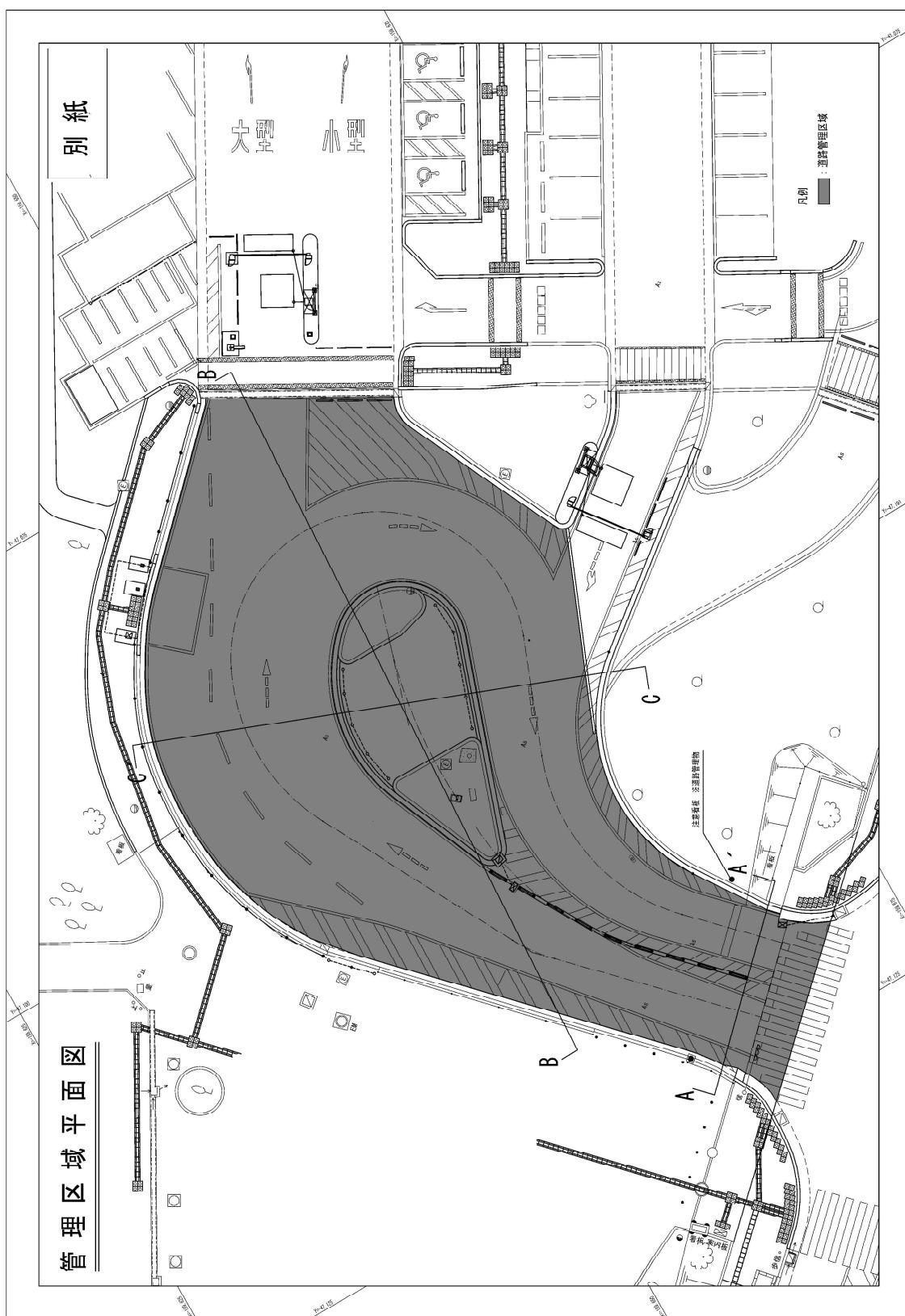
道路管理者 堀市長

5 管理の内容

道路施設として使用する部分は道路管理者が、その他は公園管理者が維持管理、修繕及び行政処分を行うものとする。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の公園の供用を廃止する日又は道路を廃止する日まで



公 告

堺市公告第655号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

特別営業日	利用時間	備考
令和元年12月30日（月）	10時～17時	プールは利用不可
令和2年1月3日（金）	12時～19時	

※年末年始の休館日は、令和元年12月31日～令和2年1月2日

~~~~~

堺市公告第656号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第9号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年12月5日

堺市

| 利用権の設定を受ける者(借り手)              |        | 利用権を設定する敷地 |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手)      |                 |                           |        | 設定する利用権  |            |       |                      |
|-------------------------------|--------|------------|-------|----------|---------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|--------|----------|------------|-------|----------------------|
| 住所                            | 氏名     | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                  | 氏名              | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法             |
| 堺市東区野尻町33番地<br>ウエストコート304号    | 岡村 まゆみ | 中区田園       | 877-4 | 田        | 578                 | 堺市西区鳳西町2丁395番地      | 西口 智            | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年1月1日 | 令和4年12月31日 | -     | -                    |
| 堺市東区野尻町33番地<br>ウエストコート304号    | 岡村 まゆみ | 中区田園       | 877-5 | 田        | 578                 | 堺市西区鳳西町2丁17番地6      | 西口 賢一           | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年1月1日 | 令和4年12月31日 | -     | -                    |
| 堺市南区大庭寺3番地2                   | 北野 好樹  | 南区小代       | 225-1 | 田        | 764                 | 堺市南区鶯尾1069番地5       | 永瀬 洋子<br>山本 つぎ子 | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 田として利用 | 令和2年1月1日 | 令和4年12月31日 | -     | -                    |
| 堺市中区富田900番地4                  | 中野 武   | 中区陶器北      | 2137  | 畑        | 850                 | 堺区西添町4丁2番22号        | 川端 鶏            | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年1月1日 | 令和4年12月31日 | -     | -                    |
| 大阪府松原市北新町2丁目1番24号             | 森木 良行  | 北区野添町      | 208   | 田        | 1,127               | 堺市北区野添町597番地        | 澤田 集            | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年3月1日 | 令和5年2月28日  | -     | -                    |
| 堺市美原区菅生1339番地                 | 澤野 忠平  | 美原区菅生      | 125-1 | 田        | 928                 | 大阪府吹田市津雲台6丁目10番2-2号 | 森 繁雄            | 賃貸借                       | 烟として利用 | 令和2年3月1日 | 令和5年2月28日  | 9,000 | 毎年2月までに<br>指定口座に振り込み |
| 堺市南区富245番地1                   | 森 勝彦   | 南区富藏       | 3485  | 田        | 1,649               |                     |                 |                           |        |          |            |       |                      |
| 堺市中村町1182番地                   | 柳田 利一  | 北区中村町      | 1154  | 田        | 697                 | 堺市北区中村町300番地3       | 寺内 達            | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年3月1日 | 令和5年2月28日  | -     | -                    |
| 堺市東区高松227番地2号<br>シティマーク北野田74号 | 明地 克博  | 北区野添町      | 224-2 | 田        | 74                  | 堺市美原区さつき野西3丁目15番10号 | 吉野 章代           | 使用貸借による<br>（解除条件付）        | 烟として利用 | 令和2年3月1日 | 令和5年2月28日  | -     | -                    |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       | 利用権を設定する者(貸し手) |       |          |                     | 設定する利用権                            |                         |                           |            |           |            |        |           |
|------------------|-------|----------------|-------|----------|---------------------|------------------------------------|-------------------------|---------------------------|------------|-----------|------------|--------|-----------|
| 住所               | 氏名    | 所在             | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                 | 氏名                      | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃料(円) | 借賃料の支払い方法 |
| 堺市中区深坂2丁3番45号    | 小西 宏幸 | 西区太平寺          | 644   | 田        | 611                 | 大阪府松原市新笠3丁目10番8号                   | 中野 雅世                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年3月1日  | 令和5年2月28日  | -      | -         |
|                  | 西区太平寺 | 西区太平寺          | 645   | 田        | 687                 |                                    |                         |                           |            |           |            |        |           |
| 堺市北区野邊町580番地     | 松岡 鉄男 | 北区野邊町          | 222   | 田        | 757                 | 堺市北区野邊町536番地3                      | 橋本 邦夫                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年11月1日 | 令和4年12月31日 | -      | -         |
| 堺市南区別所728番地      | 北本 嘉信 | 南区別所           | 726-1 | 田        | 351                 | 堺市南区美木多上1632番地2<br>堺市南区城山台1丁14番13号 | 伏井 隆子<br>牧野 康子<br>吉田 伴恵 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年1月1日  | 令和4年12月31日 | -      | -         |
|                  |       |                |       |          |                     | 堺市東区西野104番地2                       |                         |                           |            |           |            |        |           |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法 18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作

又は養畜の事業に當時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に當時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 借賃の支払猶予**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

**(2) 解約権の留保の禁止**

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(3) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(4) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(5) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(6) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(7) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(8) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(9) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区白鷺町三丁1879番1から1879番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区金岡町3034番地1

株式会社アスキカク

代表取締役 藤原 茂

~~~~~

堺市公告第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区南野田170番63から170番65まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市大町365番地

株式会社さくら不動産

代表取締役 梶山 實

堺市公告第659号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

利用料金

入園料

区分	大人	小人	
		中学生	小学生
一般（1人1回）	200円	100円	100円
堺市の観光施策のために鉄道事業者等が周遊バスなど入園券相当物を発行する場合における入園券相当物（1人1回分）に含まれる利用料金	100円	100円	50円

年間入園料

区分	大人	小人（中学生を含む。）
1人1年	1,000円	500円

和室使用料

9:30～12:00	13:00～16:30	9:30～16:30
7,800円	10,400円	20,800円

その他使用料

露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方 メートルにつき 1日	100円 400円
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	7,700円
競技会、集会その他これらに類する目的とする 使用	使用面積10平方 メートルにつき 1日	20円
その他の使用		20円